

滋賀県教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項に基づく滋賀県教育振興基本計画の策定にあたり、広く県民、教育関係者、有識者等からの意見や提言を計画に反映させるため、滋賀県教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、滋賀県教育振興基本計画について、必要な事項を協議し、答申を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

学識経験者

市町教育委員会関係者

保護者

学校関係者

委員の公募に応じた者

3 委員の任期は、委員の委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

(委員長等)

第4条 委員会には、委員長および副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(関係者の出席要請等)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、関係者に対して会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年2月15日から施行する。

滋賀県教育振興基本計画策定委員会委員

平成25年5月10日～審議が終了するまで

氏名	職名等
あさ 浅原 寛子	滋賀県都市教育長会、湖南市教育長
うえ 上杉 孝實	京都大学名誉教授
うえ 上田 和子	J Aしが女性協議会 副会長
おお 大西 美和	滋賀県スポーツ少年団指導者協議会 代表委員
かた 片山 義教	滋賀県中学校長会 会長、大津市立打出中学校校長
かわ 川北 泰伸	(公募委員)
ささ 佐々木 すすむ	栗東歴史民俗博物館指導員 (元館長)
ぜん 善住 喜太郎	滋賀県高等学校長協会 会長、彦根東高校校長
その 園田 喜久	湖南市立岩根小学校学校運営協議会 理事長
たに 谷口 久美子	NPO法人CASN 理事長
つじ 辻 順子	滋賀県専修学校・各種学校連合会 副会長、辻服飾専修学校校長
とみ 富永 善隆	滋賀県特別支援学校長会 会長、三雲養護学校校長
なか 中川 ひろ浩	滋賀経済同友会 代表幹事
はら 原 清 治	佛教大学教育学部長
ふじ 藤 居 敏	滋賀県公立高等学校PTA連合会 会長、虎姫高校PTA会長
まつ 松浦 洋子	滋賀県PTA連絡協議会 会長
まつ 松田 美保子	滋賀県特別支援PTA連絡協議会、八日市養護学校PTA会長
むかい 向久保 恵美	(公募委員)
やま 山口 育子	滋賀県社会教育委員、NPO法人チッチキンダーガーデン理事長
よこ 横井 保夫	滋賀県町村教育長会 幹事、豊郷町教育長

滋賀県教育振興基本計画策定委員会会議公開方針

第1 趣旨

この方針は、滋賀県教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開・非公開の取扱い

- 1 委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあつては、委員長が委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合。
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合。

第3 会議の開催の周知

委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）に県民活動生活課県民情報室（以下「県民情報室」という。）および各合同庁舎行政情報コーナーでの掲示ならびにインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

ア 開催日時

イ 開催場所

ウ 議題

エ 傍聴者の定員

オ 傍聴の手続

カ 議事録等の公表の時期および方法

キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

委員会の会議の公開方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

(1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

(2) 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

(3) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。

(4) 傍聴者は、抽選により決定する。ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

(5) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に会議資料とともに県民情報室に送付して閲覧に供するものとし、併せて必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項については公開しないこととすることができる。

第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が委員会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

傍 聴 要 領

滋賀県教育振興基本計画策定委員会

滋賀県教育振興基本計画策定委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会時刻の20分前に、会場に設置する受付にお越しください。受付で住所と氏名のご記入をお願いします。
- (2) (1)により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定します。
- (3) (1)により傍聴を希望する者が定員に満たない場合は、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可します。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

滋 教 委 教 総 第 540 号
平成 25 年(2013 年) 5 月 10 日

滋賀県教育振興基本計画策定委員会 委員長 様

滋賀県知事 嘉田由紀子

滋賀県教育振興基本計画の策定について（諮問）

本県では、平成 21 年 7 月に滋賀県教育振興基本計画を策定し、基本目標の達成に向けて取組を進めてまいりました。現行計画は平成 25 年度までを計画期間としていることから、この間の社会情勢の変化や国における第 2 期教育振興基本計画の策定等を踏まえ、現下の教育課題に対応し、滋賀の教育をさらに発展させていくため第 2 期滋賀県教育振興基本計画を策定したいと考えますので、これについて意見を求めます。

(説明)

本県では、教育基本法に基づき、平成 25 年度までの 5 年間を計画期間とする「滋賀県教育振興基本計画」を策定し、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、「子どもたちの『生きる力』を育む」「社会全体で子どもの育ちを支える」「学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる」の三つを柱に、関連施策を総合的、計画的に進めてきました。

しかし、この間の教育をとりまく状況の変化は激しく、少子高齢社会、人口減少社会の到来は、経済規模の縮小や核家族化につながっており、今後一層の社会活力の低下や地域社会の変容を招くことが危惧されます。また、社会や経済のグローバル化により、ひと・もの・情報が世界を行き交うボーダレス社会が訪れており、さらなる国際競争の激化や、環境、食糧、資源といった地球規模の課題の顕在化を招来するものと考えられます。

また、子どもたちの安全や安心を揺るがす事件、事故も相次ぎました。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、防災対策の充実とともに、子どもたちが自ら命を守るための知識を学ぶ防災教育の重要性を改めて認識させました。いじめや体罰の問題、通学路における安全対策などが社会問題となり、何よりも子どもの視点に立ち、安全で安心して学校生活を送ることができる環境づくりが、強く求められているところです。

一方、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を培い、明日の滋賀を担う自立したたくましい人を育てることは、変わることをない教育の大きな使命です。豊かな自然や文化に恵まれた本県の特色を活かした滋賀らしい教育の推進により、子どもたちの「生きる力」の一層の育成を図っていく必要があります。

さらに、平成 23 年 3 月に策定した「住み心地日本一の滋賀」を目指す県政経営の総合的な指針「滋賀県基本構想」においては、「子育て・子育て応援プロジェクト」を盛り込んでおり、県政全体にとっても教育の果たす役割は大きく、県の各部局が連携して取り組むことが求められます。

こうした中であって、県では、次の世代を担う子どもたちが様々な人々と関わり共同できる力、自然や地域と共生する力、伝統・文化の次世代への継承とそれをもとにして困難に立ち向かい、主体性をもって新しい時代を切り拓くことのできる力を育てていきたいと考えています。そのためにも、学校、家庭、地域が一体となり、社会全体で子どもの育ちを支えるとともに、保護者や地域の教育力を高めることが必要です。また、生涯にわたり主体的に学び、その成果を生かして心豊かでいきいきとした人生を築き、地域において互いに連携しながら様々な課題の解決を図っていける生涯学習社会づくりに向け、具体的な取組を進めたいと考えています。

以上の点を踏まえ、第 2 期滋賀県教育振興基本計画を策定したいと考えていますので、貴委員会の意見を求めるものであります。

滋賀県教育振興基本計画の改定について

1 趣旨

- 教育基本法の改正や滋賀県基本構想の策定を受け、将来のあるべき姿をしっかりと見据えた教育理念のもと、計画的に教育施策を推進するため、平成 21 年 7 月に「滋賀県教育振興基本計画（教育基本法第 17 条第 2 項に規定する地方公共団体の定める教育振興基本計画）」を策定。
- 現行計画では、教育の基本目標を「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～」とし、基本目標を達成するための 3 つの観点である「子どもたちの『生きる力』を育む」、「社会全体で子どもを育ちを支える」、「学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる」を柱に、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間で取り組むべき教育施策を総合的に掲げている。
- 現行計画は、平成 25 年度までを期間としていることから、この間の社会情勢の変化、また、国における第 2 期教育振興基本計画の策定を踏まえ、現下の教育課題に対応し、滋賀の教育をさらに発展させていくため、改定を行う。

（参考）教育基本法

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の基本的な枠組の考え方

（1）計画期間

平成 26 年度～平成 30 年度（5 年間）

（2）策定主体

滋賀県（合同訓令による滋賀県教育振興基本計画推進本部）

（3）計画の性格

- ① 教育基本法第 17 条第 2 項に規定される地方公共団体の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
- ② 滋賀県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に示す中期的な計画

（4）計画で取り扱う「教育」の範囲

- ① 教育を受ける場所にかかわらず、家庭教育、学校教育および社会教育を含む。

- ② 教育を受ける時期にかかわらず、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期、いずれの時期の教育も含む。
- ③ 生涯にわたる各個人の主体的な学びである生涯学習を含む。

3 検討の進め方

(1) 滋賀県教育振興基本計画策定委員会

※ 附属機関条例の制定（平成 25 年 6 月議会）により、年度途中に「滋賀県教育振興基本計画審議会」へ移行予定

平成 25 年 5 月に諮問後、5 回程度の審議をいただき、答申をいただく。（平成 25 年 10 月頃）

(2) 県民、市町等の意見反映

- 教育・子育てに関する思いや願いの募集（「世代をつなぐ『教育・子育てへの思い』の発信事業」の活用）
- 計画素案の段階で市町および関係機関等から意見聴取（7 月頃）
- 県民政策コメントの実施（9 月頃）

(3) 庁内検討

滋賀県教育振興基本計画推進本部

県庁内での計画改定全般についての検討や調整は、教育振興基本計画推進本部において行う。

4 スケジュール（予定）

平成 25 年 5 月から教育振興基本計画策定委員会での審議を開始し、10 月に答申をいただく。平成 26 年 3 月策定予定。

策定委員会（審議会）	
4 月	
5 月	○諮問・委員会①(5/10) (現状と課題、現行計画総括等)
6 月	○委員会②（骨子案）（6 月上旬頃予定）
7 月	○審議会③（計画素案）（※附属機関条例の制定後）（7 月中旬頃予定）
8 月	○審議会④（パブコメ案）（8 月下旬頃予定）
9 月	県民政策コメントの実施：9 月中旬～10 月上旬
10 月	○審議会⑤（答申案）、答申（10 月中旬頃予定）